

平成 28 年第 2 回定例会

*** 陳 情 文 書 表 ***

市 原 市 議 会

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第4号
2. 受理年月日 平成28年3月14日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 経済環境常任委員会
5. 件名及び要旨

市原市ごみ集積所取扱要綱の適正な運用と公文書の適正管理を求めることについて

現在、市原市の家庭から出る一般廃棄物の収集は、策定済みの「市原市ごみ集積所取扱要綱」（当該要綱は、一般には未公表。情報公開による開示請求を行わなければ、市民は閲覧することができない。）の規定に従って、関係者からの申請に基づき設置されるごみ集積所に、各家庭がゴミを出し、収集の業務委託を受けた民間業者がこれを回収するという制度になっている。市原市のホームページにおいては、ごみ集積所の設置の目安として、「ごみステーションの設置は、使用世帯を概ね20から30世帯に1カ所でご協力をお願いしています。」と記されている。

上述要綱においても、原則、概ね30世帯で1カ所にごみ集積所の設置を認める旨定める。ただし、この基準に反する場合でも、市長が特別に認める場合、例外として、設置することができるとも規定する。現在担当部局は、この原則と例外を誤って運用している。少なくとも、平成27年において、その数件の例外を除いて、使用世帯が30件に満たない集積所設置申請がほとんどである。使用世帯が2件、4件、6件といった極端に少ない事例も多数散見される。30世帯の原則を満たさない場合でも、市長により特別に設置が認められる場合があるのは先述のとおりであるが、当局としては、原則を差し置いてまで認めるその例外措置について、特別性を十分に考慮せずに設置許可を出しているのが現状である。また、当該特別性の存否は、担当部局で個別具体的に審査したはずであるが、その審査過程においてどのような審査を行ってこれを認識したか判断できる書面は、（関係者から申請に伴って提出された申請書、及び添付書類以外）市の公文書として一切保管されていない。決裁を得るために担当者が記した極めて極めて簡素な文書は存するが、これについては、すべての申請について作成されるものであり、例外事例についてのみ特別に作成されるものではない。ここに、要綱に定める原則と例外を無視する運用と、適正に公文書を作成保管しないという問題が生じているのである。

さらに大きな問題は、申請への不適切な審査とそれに対する決定により、必要以上のごみ集積所が市内に設けられ、市政に無駄を生じさせている点である。ここにおいて、不適切な要綱運用が規定に沿うように、要綱を変更するのはこそくであり、現在の要綱規定の速やかなる適正運用を求めたい。また、要綱に定める設置基準の原則を満たさず例外的に集積所の設置許可を行う場合、市長がその個別事例についてどこに特別性の存在を見出したか、後日容易に認識できるようその審査過程で収集作成した書類についてきちんと公文書として記録を残すべきである。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第5号
2. 受理年月日 平成28年3月14日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 総務常任委員会
5. 件名及び要旨

市原市例規集に要綱集も加えることを求めることについて

東京都では、多くの特別区や市の例規集において、条例、規則、規程、告示、細則、議決、及び訓令（以下、例規）といった形式をとらない要領・要綱も含めて市民にこれを公開している。これは、公正で透明な自治体運営を進めるためには、例規に該当しない要領・要綱についても、これらが自治体住民の権利義務に密接にかかわるので、例規に該当しない要領・要綱についても公開する必要があると認識しているためと解せられる。

市原市の担当課（室）（総務部総務課法務・情報公開室）は、現在、以下のような考えに基づき、例規に該当しない要領・要綱については、例規集に含める考えはない。「市原市例規集の掲載対象としていない要領等については、形式が多様であり、また、制度の説明部分と一体的にお示しすることで、よりわかりやすく制度全体の仕組みをお知らせできるものと考えますので、個々の事務事業を担当する部署において、種々の工夫のうえ周知を図っているところで。」

千葉県内で例規に該当しない要領・要綱を体系的に公開している自治体は不明である。市原市としては、市原市情報公開条例第32条に基づき、「保有する情報の提供及び情報の公表に関する施策の充実を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努める」一環として、あるいは、上述のような要領・要綱を公開している他の自治体と同様な認識に立ち、例規に該当しない要領や要綱といった形式についても、要綱集として例規集と一体化して公開するべきであると考えます。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第6号
2. 受理年月日 平成28年5月27日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 議会運営委員会
5. 件名及び要旨

難病・疾病対策の充実を求める意見書について

平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立し、平成27年1月から施行された。医療費助成の対象は、これまでの56疾患から、第1次、第2次実施分を加えると306疾患へと指定が広がることとなり、対象人口も従来の78万人から150万人へと

倍増する見通しとなった。昨年秋からは、第3次実施分の検討が始まり、新制度に基づく更なる対策の充実が求められているところである。

しかしながら、今回の難病法においても、繊維筋痛症、筋痛性脳脊髄炎など、人口割合で0.1%以上の疾病や診断基準が明確でない疾病等は、医療費助成の対象とされておらず、障害者施設の対象にもなりにくいなど、「制度の谷間」に置かれた難病・疾病への支援措置はいまだ不十分なのが現状である。

よって、下記事項を内容とする意見書を国等に提出するよう要望する。

記

- 1 難病指定となっていない難病・疾病を抱える患者に対して救済措置を講じること。特に重症化し、日常生活が困難な患者に対しては、自己負担額軽減措置や、障害者手帳の交付など目に見える形での支援を積極的に実施すること。
- 2 繊維筋痛症など検査数値に現れにくい疾病の患者については、確定診断を得られるまで病院を次々に変えなければならない場合も多いため、スムーズに適切な医療を受けられるよう情報を周知するほか、医療現場のみならず、社会的認知及び理解の向上を図ること。
- 3 財政措置を含め、難病患者への就労支援の充実、強化を行うこと。
- 4 制度設計に当たっては、地方自治体に対する速やかな情報提供や意見交換の機会の確保を徹底し、地方自治体からの意見を十分に反映させること。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第7号
2. 受理年月日 平成28年6月6日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 議会運営委員会
5. 件名及び要旨

「質問趣意書制度の新設」について

市原市議会では定例会にて市政全般の一般質問をしているが、閉会中に、市議会議員が、一般質問と同じことができる国会の質問趣意書と同じ制度がない。

18歳以上の新有権者が政治に関心をもってもらうには、まず市原市の行政に関心をもってもらうことが必要である。

そこで、市原市議会においても、国会と同じような質問趣意書制度を新設することを陳情する。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第8号
2. 受理年月日 平成28年6月6日
3. 提出者の住所氏名

4. 送付委員会 議会運営委員会

5. 件名及び要旨

「大地震対策等調査特別委員会の新設」について

熊本大地震で市原市の大地震対策の問題点が明らかとなった。

- (1) 福祉避難所は協定により確保できるとしてあるが、協定先の従業員も被災し、同避難所は機能しないこと。
- (2) 粉ミルクや離乳食を提供する協定先も同様に機能しないこと。
- (3) スーパーの駐車場に車で避難した避難所に収容できない避難者は放置されること。（避難所に被災者全員が避難できないことも含む。）
- (4) 避難所にいることで死亡する被災者がいること。

市原市役所本庁舎は、構造計算書と地質調査報告書がなく、宇土市役所と同じようになり、新築が必要なことも明らかとなった。市長はこの事実を隠していた。

五井駅西口の旧住友ビル（旧イトーヨーカ堂ビル）は地質調査報告書がなく、使えるか否かを判断できないのに、市長が利活用を検討すると市民をだましているのを市議会議員が市民に隠していること。

そこで地方自治法第 100 条による「大地震対策等調査特別委員会の新設」をすることを陳情する。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 9 号

2. 受理年月日 平成 28 年 6 月 9 日

3. 提出者の住所氏名

4. 送付委員会 議会運営委員会

5. 件名及び要旨

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

平成 29（2017）年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成 23（2011）年度に小学校 1 年生の 35 人以下学級が実現しました。平成 24

(2012)年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいけば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、自治体によっては「40人学級」や「教職員定数」が維持されないことが危惧されます。義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第10号
2. 受 理 年 月 日 平成28年6月9日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

国における平成29年度教育予算拡充に関する意見書について

平成29(2017)年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成29(2017)年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

貴市においては、基礎学力定着事業をはじめ、少人数学級推進事業、小中学校コンピュータ活用教育推進事業、特別支援教育推進事業、外国人講師の配置拡充、いじめ対策事業、スクールカウンセラー設置事業、心のサポーター設置事業等、財政が厳しい中、子どもたちによりよい教育を保障するため、市単独の事業を展開されていることに対し、あらためて感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人をとりまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの

復興は未だ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成 29 (2017)年度に向けての予算の充実をはたらきかけていただきたいと思います。

1. 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
6. 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

など、以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 11 号
2. 受 理 年 月 日 平成 28 年 6 月 10 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 経済環境常任委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

市原市条例市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する
条例の改正を求めることについて

平成 18 年 3 月 18 日付け日本経済新聞によれば、千葉県は、産業廃棄物の不法投棄の件数・量ともに全国第 1 位であります。その千葉県の中でも市原市が第 1 位であり、すなわち全国の約 1,800 市町村の中で最悪となっています。この原因として、千葉県が首都圏に隣接し、丘陵地を抱え、山間地に産業廃棄物や残土の不法投棄が容易にできる、という立地条件が挙げられます。

さらに、環境省のホームページによれば、平成 26 年度の千葉県における市原市の産業廃棄物の不法投棄等の状況は、残存件数が県全体の 15.3%、残存量は 29.7%を占め、「現に支障のおそれのある件数と量」は県内でワースト 1 位となっています。

私たち市原市内の当該地区住民は、長年にわたり、産業廃棄物並びに残土処分問題に苦しん

できました。不法投棄の産業廃棄物撤去や残土処分問題の解決等、県行政に窮状を訴え、善処をお願いして参りましたが、地域住民の願いは届きませんでした。県行政当局からは「千葉県残土条例の適用除外が市町村に認められている」との説明を受けました。

平成 27 年 10 月 1 日現在、この適用除外を受けた市町村は 17 に及びます。市原市に隣接する市町村がこの適用除外を受け、結果的に市原市に残土が集中して持ち込まれています。

このうえは、市原市として、「市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例」（以下「市原市残土条例」と称する）を改正し、規制を強化して市原市民を救っていただきたく陳情いたします。

「市原市残土条例」に基づく埋立て行為に対し、以下の内容を改正してください。

- (1) 現行の「市原市残土条例」第 6 条の埋立て対象面積を 300 m²以上 3,000 m²未満から、300 m²以上の面積を対象とすること。
- (2) 300 m²以上の埋立てを行う場合は、あらかじめ、当該埋立て区域に隣接して土地を所有する者及び当該埋立て区域から直線距離で 1 km 以内に居住する住民に対し、「市原市残土条例」第 8 条に定める各号について説明し、かつ、隣接土地所有者の 8 割以上の承諾及び前記該当住民の 6 割以上の承諾を得なければならないこと。
- (3) 当該埋立て区域から直線距離で 2 km 以内の水利権者及び水利組合に対して「市原市残土条例」第 8 条に定める各号について説明し、かつ、水利権者の 6 割以上の承諾及び全ての水利組合の承諾を得なければならないこと。
- (4) 「市原市残土条例」第 2 条第 1 号の「土砂等」の定義として再生土を含めること。
- (5) 放射能に汚染された土砂等の埋立て区域への搬入は、放射線量の多寡にかかわらず認めないこと。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 12 号
2. 受 理 年 月 日 平成 28 年 6 月 10 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 経済環境常任委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

公文書の適正な作成を求める件について

陳情人は、市原市議会議事録に示される福増クリーンセンター第二工場ごみピット内の大事故への対応に係る市環境部長の経済環境常任委員会での答弁等に係り、市原市公文書開示請求を行った。同請求に対しては、市原市公文書不開示決定通知書に示される処分がなされた。同通知書では、先の議会答弁が依拠する「公文書」は存しない旨記されている。

今回の大事故発生により、市原市は市保有の被災施設以外の施設での代替処理もままならず、他の地方自治体に対して、千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（以下、応援協定）

に定める「応援」要請（同協定第3条）を大事故発生後、4回にわたって行っている。これらの「応援」措置は、一般廃棄物処理施設が稼働不能に陥った場合の市の取りうる唯一の対応・解決策であったわけではない。市内には、議事録にもあるとおり、一般廃棄物処理を行う民間業者も存する。そのため、どういう経緯で「応援」要請を行ったか、それが適切であったかを検証する必要がある。当該検証には、民間業者との（行ったとされる）折衝の過程や意思決定に至る過程を明らかにする「公文書」が必須である。上述の公文書開示請求によれば、市はそもそもこれらの「公文書」を作成していないという。今回の大事故に直面した市の「公文書」作成・管理の対応は、関係条例等に照らせば不適切で、今後、速やかに上記事項についての「公文書」を作成する必要がある、陳情人は本書をもって同事項についての「公文書」の作成を求める。以下では、市が「公文書」を作成せずに現在に至っていることが適切でない点を説明する。

市原市公文書管理規則（平成14年7月23日、規則第40号）第5条第2項では、以下のとおり規定する。「実施機関は、その事務及び事業の実績については、軽微なものである場合を除き、公文書を作成するものとする。」同規則中「公文書」の定めはないが、同規則が市原市情報公開条例（平成14年3月15日、条例第5号）第31条第2項の規定を受けて定められたものであることから、同条例における規定を確認する。同条例では、「公文書」につき、以下のとおり規定する。「『公文書』とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」

「公文書」作成のための主要な要件として、「軽微なもの」でない「事務及び事業の実績」たる必要がある。今回の大事故とそれ以降の市の対応は、「軽微」なものであったか否かを検討する。

一般的には、「その事務及び事業の実績」が「軽微」たると言い得るには、「所掌事務に関する単なる照会及び問い合わせに対する応答」、「行政機関内部における日常業務の連絡及び打合せ」（参照：公文書の作成に関する指針（相模原市総務局作成、平成26年4月））といった類の場合であろう。

先述のとおり、今回の大事故で稼働不能となった処理施設のほかに、市原市には自前の一般廃棄物処理施設がある。しかし、他の処理施設については、今回の大事故発生以前より、定期点検中であり、事故後速やかな稼働は不可能であった（とされている）。大事故に直面し、市が制度設計し運営してきた一般廃棄物処理体制が全く機能しなかったのである。こうした事態に直面し、市は民間の一般処理業者へ架電を行い、ごみ処理単価の確認にとどまらず、依頼するごみの量などについて交渉を行ったものと思料される。交渉過程等から、市内の民間業者への依頼は不可能とし、市単独で事態の收拾もできないとの判断の上、最終的に他の市町村へ「応援」を行った。当該「応援」要請は、「応援」という名称ではあるものの、「応援」経費は、基本的に応援を受けた市が負担せねばならず（応援協定第7条）、担当部局の所掌事務遂

行について承認された通常の予算枠内では対応できないものである。

こうした点を鑑みると、市が今回の大事故に際して民間業者と「折衝」した上で、「応援」要請に至る一連の「事務」は、「軽微」なものといえないのは明らかである。

環境部に対して、福増クリーンセンター第二工場の大事故を受けて、最終的に応援協定による「応援」を求めるまでの各事務について、本来作成すべき公文書の作成を求める。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 13 号
2. 受 理 年 月 日 平成 28 年 6 月 10 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

安全保障法制の国会審議に最大限の努力を求める意見書は尊重されたかどうか、市議会において検証することを求める陳情

昨年 9 月 7 日上記の「意見書」が議会本会義に上程され、共産党の反対があったものの、採択されました。そして、9 月 19 日未明、参院本会議で強行採決され、自民、公明などの賛成で可決・成立しました。

この経過を見ると、「政府においては、『わが国の平和と安全』と『国際社会の平和と安全』を将来にわたってより一層確保することはもちろん、国会審議において国民の理解を得るための最大限の努力を求める」とした本市議会の「意見書」は、どのように扱われたのでしょうか。主権者住民の代表者をもって構成される市議会の「国会審議において国民の理解を得るための最大限の努力を求める」とした思い、すなわち主権者市原市民の願いはどのようになったか、議会として、何ら表明がなされていません。

小出市長は、平成 27 年定例会（第 3 回）において、「本法案は、国の安全保障にかかわる案件でありますことから、私は国会でしっかりと議論を尽くしていただくべきものと考えております。昨日、安全保障法制の国会審議に最大限の努力を求める意見書が、本会議において可決されたところであり、私も国会審議において国民の理解を得るための最大限の努力を期待するところでもあります」と述べていましたが、平成 27 年 12 月定例会（第 4 回）において、以下のように述べました。「日本の安全と繁栄を維持し、国民の生命と財産を守るための安全保障政策は、国の最も重要な責務であります。さきの国会で可決された平和安全法制は、我が国及び国際社会の平和と安全の確保に資するための法律として、私はこれまで歩んできた平和国家の維持が図られることを期待しております」と述べ、強行可決を容認しました。これは大変な問題を含んでいると言わざるを得ません。

しかし、「意見書」を採択した市議会においては、平成 27 年 12 月定例会（第 4 回）に提出された請願を否決してきました。請願第 3 号 「安全保障関連法」の廃止を求める意見書につ

いて、請願第4号「安全保障関連法」の廃止を求める意見書について、請願第5号「安全保障関連法」の廃止を求める意見書について。

しかし、平成28年3月定例会（第1回）に提出した私の「陳情」、「『国会審議において国民の理解を得るための最大限の努力を求める』市原市議会の意見書を活かすために、いわゆる『安全保障法』の廃止を要請する市原市議会の意見書の採択を求める陳情」については、「市原市議会として既に結論を出した請願・陳情、又は既に意見書を提出もしくは決議を可決したものと同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないと認められるもの」と「議長が判断」したという「理由」によって、「議会運営委員会で決定の上、各党派連絡会に参考送付（各議員への周知）とする取り扱い」となり、審議に付されませんでした。

しかし、その後、私は、このような対応は問題があるとして、議長には、2月18日付、議会運営委員長には2月25日付、議長と議会運営委員長宛てには4月1日付、そして5月30日付で要請を提出してきたところです。しかし、今もって、残念ながら回答は得られていません。

そこで、本来であれば、再度「陳情」を提出するところですが、その前に、市議会として、自らが提出された「意見書」について、国会審議において「国民の理解を得るための最大限の努力」がなされたのか、否か、自ら検証していただきたく、上記の「陳情」を提出することにしました。あの「国会審議」が「国民の理解を得るための最大限の努力」として認められていないことは、私の提出した文書をご覧いただければ、一目瞭然です。

私の趣旨は、市議会自らが採択した「意見書」の内容を踏まえるのであれば、その後の世論調査を見ても、あの「国会審議」は「国民の理解を得るための最大限の努力」がなされたとはとても言えないと確信するものです。

しかも、いわゆる「安全法制」に対する廃止法案が、野党5党によって提出されました。しかし、自由民主党と公明党は、国会審議すらしないまま、国会を閉幕されてしまったのです。これは、安倍首相が繰り返し述べてきた「自由・人権・民主主義・法の支配を価値観」とする日本において、あってはならないことと言わなければなりません。

本市議会における「意見書」の中身を貫くのであれば、政府に対して、再度「国民の理解を得るための最大限の努力」を求めていかなければ、道理が立ちません。私の「陳情」の「趣旨」は、ここにあります。よって、私の「陳情」を受け付けない理由は全く道理にあっていないものであり、私の「陳情」を受け付けないということであれば、自らの「意見書」は一体何だったのか、どのように主権者である住民に説明するのか、お伺いしたいと思います。

更に言えば、「市原市議会（定数32）では先月7日、最大会派の自民市議が提出した『国会審議に最大限の努力を求める意見書』を可決した。自民会派の代表を務める保坂好則市議は『安保法制自体には賛成。しかし、市民や党員と話をするとう理解が広がっておらず、もっと踏み込んだ丁寧な説明が必要だと感じた』と発議の理由を話した。意見書は、廃案を求める共産の2人以外が賛成して可決された」（東京新聞2015年10月2日）との発言はどのように説明されるでしょうか。

以上、自らが採択した「意見書」の中身と「強行可決」以後「市民や党員と話をするとう理解

が広がっ」たのか、などについて、主権者である国民に丁寧に説明することは、「市議会基本条例」の趣旨からも当然のことと言えます。議員各位の真剣な検証を求めるものです。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 14 号
2. 受 理 年 月 日 平成 28 年 6 月 10 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

沖縄の米軍兵士・軍属による事件の再発防止に向けて沖縄県の意見と民意を尊重した対応を取ることを求める意見書について

米軍兵士・軍属の事件が後を絶ちません。3月には那覇市内で起きた観光客への米兵による暴行事件が起こったばかりでした。これは同じ日本国民として見過ごすことができません。死体を遺棄された女性は奇しくも20年前少女暴行事件が起こされた時に、この世に生を受けた日本国民です。この20年もの間、私たち国民は何をやってきたのか、断腸の思いです。決して沖縄のこと、他人事ではないことは周知の事実です。

沖縄県警のまとめによると、1972年の本土復帰から2014年までの米軍人・軍属とその家族による刑法犯罪の検挙件数は5,862件。うち、殺人、強盗、放火、強姦の凶悪事件は571件で737人が検挙された。米兵に民間人が殺害される事件は12件発生。直近では1995年、宜野湾市で女性が海兵隊員に殴られ死亡した。性暴力も繰り返され、強姦事件は未遂を含め、検挙されただけで129件に上る。県や「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の資料によると、民間人に性的暴行を加え殺害する事件は復帰以降、3件発生。72年に宜野湾市と沖縄市で起きたほか、82年には名護市でキャンプ・シュワブ所属の海兵隊員が女性を暴行、殺害する事件が起きている。（沖縄タイムス5月20日）

安倍首相、菅官房長官など、政府関係者は「言語道断」と発言しています。

沖縄県では、元海兵隊員の米軍属による女性遺体遺棄事件を受け、7日までに沖縄県議会と35市町村の議会が抗議や意見書を可決した。残る6町村も今月中に決議する予定で、県議会と県内の41市町村の全議会が事件に対する抗議決議を可決する見通しになった。県議会と全市町村議会が同じ案件で抗議決議すれば、2012年のオスプレイ配備反対以来、4年ぶりとなる。今回の事件を巡っては、県市長会、県市議会議長会、県町村会、県町村議会議長会の行政・議会4団体もすでに抗議決議し、抗議行動などを行っている。綱紀粛正や再発防止策の策定に加えて「日米地位協定の抜本的な見直し」を盛り込んでいる。また、大半が米軍基地の整理・縮小や海兵隊の削減、辺野古新基地建設の断念など、基地負担の軽減を訴えている。中城村議会は地位協定の見直しだけでは根本的な解決にならないと判断し、決議文に地位協定を入れる代わりに「全基地閉鎖撤去」を決議した。北中城村議会も全基地撤去を要求し、西原町議会は海兵隊

の大幅削減を盛り込んでいる。軍属の事件を巡っては、県議会与党や経済界、市民団体でつくる「オール沖縄会議」が、今月 19 日に那覇市で数万人規模の県民大会を開くことも決まっている。（沖縄タイムス 6 月 8 日）

オバマ大統領との会談を終えた安倍首相は「身勝手に卑劣極まりない犯行に、非常に強い憤りを覚えます。沖縄だけでなく日本全体に大きな衝撃を与えており、こうした日本国民の感情を、オバマ大統領にはしっかりと受け止めてもらいたい、と申し上げました。その上で、実効的な再発防止策の徹底など、厳正な対応を求めました。米軍再編に当たっても、沖縄の皆さんの気持ちに真に寄り添うことができなければ、前に進めていくことはできません。今回の事件で失われた信頼を回復していくことは困難な道のりではありますが、日米で協力して、沖縄の基地負担の軽減など、全力を尽くしていくことで一致をいたしました」（5 月 25 日）と述べましたが、この発言は県民の怒りを買ひ、それが県議選にも大きな影響を与えたことは言うまでもありません。

日米地位協定の改定を求める世論は圧倒的多数です。共同通信「改定するべきだ」 71.0%・「改定する必要はない」 17.9%、産経・FNN「見直すべき」 83.7%・「政府対応で問題ない」 13.1%、JNN「協定を改定すべき」 79%・「協定を改定する必要はない」 9%・「答えない・わからない」 12%、テレビ朝日「見直す必要がある」 89%・「思わない」 4%・「わからない・答えない」 7%、日経「政府の対応適切だ」 37%・「適切ではない」 46%、琉球新報「米軍関係者の事件事故の防止策」、沖縄テレビ「沖縄からの全基地撤去」 42.9%・「在沖米軍基地の整理縮小」 27.1%・「兵員への教育の徹底」 19.6%・「海兵隊の全面撤退」 52.7%・「海兵隊大幅に減らすべきだ」 31.5%・「安倍晋三首相の対応について支持しない」 70.5%

「沖縄の民意」は名護市長選・県知事選・総選挙・宜野湾市長選・県議選で明らかにされてきました。ところが、政府は、一貫して、以下のように述べています。①「綱紀粛正・再発防止の徹底化」、②「改定ではなく運用改善で対応」、③「地方自治体の選挙であり、政府としてコメントすることは控えたい」、④「地方選挙は、さまざまな地域の事情のなかで行われた結果で選ばれたと受けとめている」、⑤「わが国を取り巻く安全保障環境が極めて厳しい状況の中であって、日米同盟の抑止力の維持と普天間飛行場の危険除去を考えたときに、辺野古移設は唯一の解決策だという政府の考え方は変わらない」

安倍政権が、日本国憲法と地方自治法に基づいて、この沖縄の民意を尊重しなければならないことは、参議院憲法調査会において、地方自治とは「民主主義の基盤であり、また、地方自治への参加を通じて住民が民主主義の在り方を学ぶという『民主主義の学校』であると言われている」として「地方分権が進む中、国と地方の関係は、国が地方を支配監督するという従来の関係ではなく、対等な関係であるべきとするのが、本憲法調査会におけるおおむね共通した認識」であるとされていることを踏まえれば、何をなすべきか、一目瞭然です。

以上のことを踏まえれば、現地沖縄の民意を尊重すること、この民意を他の自治体と国民が尊重することは、自らの自治権・主権の尊重を尊重することと同義語であると言わなければならない

りません。

くしくも、来る参議院選挙においては、18歳選挙権が始まります。これはわが国において選挙制度が始まった1890（明治23）年第1回総選挙から126年経過して初めてのことであり、第1回総選挙における有権者は450,872人、平成26年9月現在有権者は104,052,900人、今回18歳有権者は約240万人ということから見ても、歴史の巨大な進歩とされています。

そのようなときにあって、18歳の青年に分かるような政治が求められていることは明らかです。安倍首相は、この間、以下のように繰り返し述べてきました。①昨年I Sの日本人拉致に対して「日本国民には指一本触れさせない」と。②海外遊説にあたって「自由・人権・民主主義・法の支配を価値観とする」と。③集団的自衛権行使にあたって「日本国民の命・財産・安心安全・幸福追求権を切れ目なく守る」と。④今回の事件に対して「誠に遺憾で、言語道断だ」と。

以上のことを踏まえると、本市が、日本国憲法と地方自治の本旨を活かす市政に立つのであれば、また犠牲となった沖縄の20歳の女性、国民に哀悼の誠を捧げると同時に、二度とこのようなことが起こらないことを願って、沖縄県民を励まし、連帯する意見書を採択することは、当然と言えます。

議員各位が、思想信条のいかに問わず、沖縄の民意を尊重した具体的な措置を政府に求める意見書を採択し、届けることは当然のことではないでしょうか。正義と良心と道徳を遺憾なく発揮されますことを要請するものです。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第15号
2. 受理年月日 平成28年6月10日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 経済環境常任委員会
5. 件名及び要旨

市原市企業立地促進条例の目的に鑑み新産業導入促進事業に係る交付金の効果について検証し、厳しいとされている本市財政の効果的運用に資するための条例改正の研究を行うことについて

平成28年第1回市原市議会定例会市長あいさつを見ると、本市の財政の厳しさを踏まえた施策が述べられています。「厳しさを増す財政状況を市役所全職員と市民が共有し、次の4点を改革の柱として掲げ、市民本位の行政経営を行ってまいります。」、「財政状況下において、真に必要な行政サービスを確実に実施し、本市財政を維持していくために、市税等の徴収率の向上、未収債権の回収強化、利用者負担の適正化等により歳入の確保に取り組むとともに、経常経費の縮減等により、事業のスクラップ・アンド・ビルドを図ってまいります。」、「新地方公会計制度の導入、特別会計・企業会計の自立化等により規律ある財政の確保を図るとと

もに、公共施設の質と量の最適化を目指す公共資産マネジメントに取り組むことにより、将来にわたって持続可能な財政基盤の確保を図ってまいります。」、「本市の平成 28 年度の財政見通しは、歳入の大宗を占める市税では、個人市民税に一定の増収が見込まれるものの、法人市民税や償却資産に係る固定資産税の減少が続いていることなどから、市税全体ではわずかに増加するものの過去 10 年間で前年度に次ぐ低い水準となっております。」、「このように厳しい財政環境下ではありますが、「夢と誇りが持てる、安心して暮らせるまち」実現に向け、総合戦略を中心とした、より実効性の高い施策に取り組むこととし、経営感覚を持った予算の重点化と行財政改革の徹底による予算編成を行ったところであります。」、「行財政改革の徹底では、予算編成に先立ち行った長期財政収支見通しの結果を踏まえ、行政サービスの本質的な意義を十分に認識しつつ、すべての事業について現状を評価し、市民にとって真に必要なサービスを提供できているか、最適な主体や手法によるサービスであるかどうか等の成果重視の視点から検証することといたしました。」、「基本目標の 3、『若者・女性の希望を叶える支援の推進』では、就労や資格取得を促すために人づくり職業能力開発支援事業を行います。」

「本市の誘致地域に企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講じ、産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって市勢の発展に寄与することを目的とする」「市原市企業立地促進条例」を検証し有効かつ効果的に運用していくことが求められていることは言うまでもありません。

すでに、この条例に基づいて、税金は以下のように投入されていることはご案内のとおりです。私が調べたものを掲載しておきます。

新産業導入促進事業の年度ごとの予算・決算額は、平成 19 年度は予算不明・決算 233,728 千円、平成 20 年度は予算不明・決算不明、平成 21 年度は予算 516,810 千円・決算 496,215 千円、平成 22 年度は予算 342,847 千円・決算 320,451 千円、平成 23 年度は予算 240,256 千円・決算 233,825 千円、平成 24 年度は予算 315,902 千円・決算 229,426 千円、平成 25 年度は予算 217,869 千円・決算 206,735 千円、平成 26 年度は予算 215,977 千円・決算 122,970 千円、平成 27 年度は予算 147,163 千円・決算未公表、平成 28 年度は予算 155,109 千円・未執行で、合計すると予算 2,151,933 千円・決算 1,843,350 千円となります。

しかし、これだけの税金が使われたにもかかわらず、その費用対効果について、条例第 1 条の「目的」に即して検証が行われているか、というと、なかなか難しいところです。特に交付申請がなされた企業が本市住民を雇用しているかどうか、そして企業活動によって、本市に法人市民税がどれだけ納入されているか。この点から検証が必要なことは、「法人市民税」「減少が続いている」ことなどから、「市税等の徴収率の向上」に向けて「就労や資格取得を促す」ことが急務であるとしていることを見れば一目瞭然です。更に言えば、人口ビジョンの具体化、市長挨拶を見れば一目瞭然です。

少子化や若い女性を中心とした流出等による市原市の人口減少は、何よりも市原で食える環境が厳しいことに最大の原因があることは周知の事実です。大人の貧困が子どもへの貧困を創出させている悪魔の連鎖を断ち切るためには、雇用の確保と所得の向上が不可欠と言わなければ

ばなりません。

そこで、本市に立地している企業が利益を上げるために官民一体となって知恵を出し合っていくことが求められています。

そうした問題意識に立った時、「市原市企業立地促進条例」「市原市企業立地促進条例施行規則」において、税金を使って企業活動を支援しながらも、それに対する検証の項目が欠落していることは、条例の「目的」にも反するものと言わなければなりません。

すでに、このような不備に対して是正を具体化している自治体も出てきていることはご案内のとおりです。そこで、日本有数の大企業が存在している本市においても、条例改正が求められているとの認識に立って、交付金支給の企業に対して、「雇用」と「法人市民税」について、交付金支給に見合った費用対効果を求めていくことは、企業の社会的責任という点からみても、道理があるのではないかと考えるところです。

したがって、この「願意」、すなわち、①条例の「目的」を生かして、この間の執行について費用対効果を検証する。②条例の「目的」に合致した新たなルールをつくる。③その場合の原則は、イ)本市の住民の雇用と本市の経済効果を前進させる。ロ)本市財政に効果を創り出す。ハ)企業利益と企業の社会的責任、本市の発展を一体のものとして捉えて企業も応援する。という点を踏まえて条例改正を行う。以上を陳情するものです。新たな新総合計画に基づく新しい市原づくりのためにも、是非とも、ご検討をお願いするものです。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 16 号
2. 受 理 年 月 日 平成 28 年 6 月 10 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 議会運営委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

早急に市議会常任委員会・特別委員会のインターネット中継を具体化することについて

昨年第 3 回定例会に、以下の「陳情」書を提出しました。「陳情第 30 号市議会常任委員会・特別委員会のインターネット中継について」、しかし、私の「願意」は「市議会常任委員会・特別委員会の審査内容をネット中継することを検討していただきたい」というものでしたが、否決されました。そして、その後、今年第 1 回定例会予算審査特別委員会の各分科会のネット中継が実現し、パネルを持参するなど、審査は非常に充実していたように思われます。大変な前進と言えます。

9月に設置される決算審査特別委員会の各分科会においては、ネット中継が行われるとのことですが、そもそも、私が要請した「願意」は、通常の常任委員会と特別委員会についてネット中継を具体化してほしいというものでした。しかし、現在の段階では全く不明と言わざるを得ません。このことは、私の陳情審査の中で、各委員によって述べられていた発言では、常任

委員会と特別委員会のネット中継はいつ実現できるのか、全く疑問と言わざるを得ません。

各常任委員会における審査、そして現在設置されている「地方創生と将来ビジョンに関する調査特別委員会」の審査と、今回の予算審査特別委員会の各分科会のネット中継を比べると、その決定的な違いは、パネル持参などに見るように、有権者を意識した発言や「休憩」を取らない審査が行われることです。このことは、主権者にとっては、最も好ましいことです。しかし、「平成 28 年 1 月地方創生と将来ビジョンに関する調査特別委員会」議事録を見れば、何が問題か、一目瞭然です。

議会ネット中継に係る予算措置、18 歳選挙権を前に、平成 27 年第 2 回市原市議会定例会における議論、自らが決定した「市議会基本条例」の趣旨、36 人から 32 人に議員を削減した費用などを鑑みれば、ネット中継は、実施できないものではありません。

現在メディアを通して注目されている政治家の「説明責任」問題を踏まえるのであれば、ネット中継の実施によって、市議会の透明性を一層高めていくことは、市民との協働によって地方創生を実現していく唯一の途であると言わなければなりません。

最後にあたって、強調します。くれぐれも、「市原市議会として既に結論を出した請願・陳情、又は既に意見書を提出もしくは決議を可決したものと同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないと認められるもの」「その他、議会運営委員会で協議の上、委員会に送付する必要がないと認めたもの」ということをもって「議会運営委員会で決定の上、各会派連絡会に参考送付（各議員への周知）とする取り扱いとなります」ということのないように計らっていただくことを要請しておきます。そもそも、このようなことが起こったのは、以下の点にあることは、事実を見れば一目瞭然です。①陳情者の意見陳述と意見表明を省略したこと。②「願意」に沿った審査が行われなかったこと。是非とも、再審査を通して、一刻も早く常任委員会と特別委員会のネット中継を実現していただくことを願います。